

(別 添)

## 横浜市企業立地等促進特定地域における支援措置に関する条例（抄）

（平成 16 年 3 月 5 日条例第 2 号）

### （目的）

**第 1 条** この条例は、企業立地等促進特定地域において固定資産税及び都市計画税の税率の特例並びに助成金の交付の措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、併せて市民雇用の増大及び市内企業の事業機会の拡大を図ることにより、横浜市経済の活性化に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地等促進特定地域 比較的大規模な企業立地等が見込まれ、横浜市経済の活性化を図る上で、緊急かつ重点的に企業立地等を促進すべき地域で別表第 1 に規定する区域をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる会社をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の者（会社に限る。）で事業を営むものその他規則で定める者をいう。
- (4) 特定事業者 次条第 1 項の認定の申請をしようとする日の属する事業年度（以下「基準事業年度」という。）の前事業年度以前の 3 事業年度の経常利益の額（規則で定めるところにより算定した額をいう。以下同じ。）の合計額が 300,000,000 円以上又は基準事業年度の前事業年度の経常利益の額が 100,000,000 円以上の中小企業者及び大企業者をいう。
- (5) 事業所 事務所、研究所、工場その他これらに類するもの及びこれらに附随した関連施設で規則で定めるものをいう。
- (6) 企業立地等 企業立地等促進特定地域において行われる次に掲げる行為をいう。
  - ア 省略
  - イ 特定事業者が、固定資産のうち家屋を賃借して、規則で定める本社機能等を備えた事業所（以下「本社等」という。）を設置すること（みなとみらい 21 地域、横浜駅周辺地域、関内周辺地域、新横浜都心地域及び港北ニュータウン地域において家屋を賃借する場合であって、規則で定めるところにより設置するときに限る。）

(7) 省略

**(企業立地等事業計画の認定等)**

**第3条** 中小企業者及び大企業者は、前条第6号アに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産取得企業立地等」という。）を行おうとする場合は投下資本額が中小企業者にあつては 100,000,000 円以上、大企業者にあつては 1,000,000,000 円以上の固定資産取得企業立地等を行おうとするとき、又は同号イに掲げる行為に係る企業立地等（以下「固定資産賃借企業立地等」という。）を行おうとする場合は、当該企業立地等に係る計画（以下「企業立地等事業計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けることができる。

2 企業立地等事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 企業立地等に係る事業所及び設備の概要に関する事項
- (2) 企業立地等に係る事業に関する事項
- (3) 企業立地等を行う者に関する事項
- (4) 企業立地等を行う場所に関する事項
- (5) 企業立地等を行う時期に関する事項
- (6) 省略
- (7) 企業立地等に係る事業に伴う雇用に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の認定の申請があつた場合において、その企業立地等事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 企業立地等が横浜市経済の発展に資すると認められること。
- (2) 企業立地等に係る資金計画が当該中小企業者又は当該大企業者の経営の状況に照らして適切であること。

4 企業立地等事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、規則で定める期間内に、当該企業立地等に係る事業を開始しなければならない。

5 認定事業者は、地球温暖化対策（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条第2項に規定する地球温暖化対策をいう。）に配慮して、当該企業立地等を行うよう努めなければならない（固定資産賃借企業立地等を行うときを除く。）。

**(認定事業計画の変更)**

**第4条** 認定事業者は、認定を受けた企業立地等事業計画（以下「認定事業計

面」という。)の変更(前条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項の変更に限る。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の認定を受けなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (承継)

**第5条** 認定事業者が、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲渡し、又は認定事業者について合併若しくは分割(当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を譲り受けた法人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該企業立地等若しくは当該企業立地等に係る事業の全部を承継した法人は、その認定事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

#### (企業立地等事業計画の認定の取消し等)

**第6条** 市長は、認定事業者が認定事業計画(第4条第1項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従って企業立地等を行っていないと認めるとき、又は第3条第4項に規定する規則で定める期間内に企業立地等に係る事業を開始していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、認定事業計画が第3条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

#### (企業立地等助成金)

**第8条** 省略

2 市長は、固定資産賃借企業立地等に係る事業を開始した日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から3年を経過する日までの間(以下「対象期間」という。)に開始する各事業年度(以下「対象事業年度」という。)について、それぞれ別表第5の規定により算定する助成金算定基準額ごとの助成金を固定資産賃借企業立地等を行う認定事業者(以下「固定資産賃借事業者」という。)に対して交付することができる。

3 助成金の交付を受けようとする者は、毎年度、市長が指定する期日までに、市長に申請しなければならない。

- 4 市長は、前項の申請に係る企業立地等が認定事業計画に基づくものであると認めるときは、予算の範囲内において、当該年度に交付する助成金の額を決定するものとする。
- 5 市長は、前項の決定に条件を付けることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (状況報告)

**第9条** 認定事業者は、規則で定めるところにより、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

#### (固定資産賃借企業立地等に係る市民税法人税割額の報告)

**第11条** 固定資産賃借事業者は、第8条第4項の規定による交付の決定後、対象事業年度の市民税の法人税割額（以下「市民税法人税割額」という。）を減額する更正を受けたときは、当該更正後の市民税法人税割額を市長に報告しなければならない。

#### (企業立地等に係る事業の継続義務)

**第13条** 認定事業者は、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間（次条の規定により、休止した期間を除く。以下同じ。）、当該企業立地等に係る事業を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

#### (企業立地等又は企業立地等に係る事業の休止又は廃止)

**第14条** 認定事業者は、企業立地等に係る事業を開始した日から10年を経過する日までの間において、当該企業立地等又は当該企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認定事業者は、規則で定める期間を超えて企業立地等又は企業立地等に係る事業の全部又は一部を休止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

#### (交付の決定の取消し)

**第15条** 市長は、助成金の交付を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第4項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条の規定により認定を取り消されたとき。
  - (2) 第8条第5項の規定により付された条件に違反したとき。
  - (3) 対象事業年度の市民税法人税割額を減額する更正を受けたとき。
  - (4) 虚偽その他の不正の行為により、助成金の交付を受けたことが明らかになったとき。
  - (5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第12条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### (助成金の返還)

**第16条** 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

#### (立入検査等)

**第17条** 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、認定事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### (委任)

**第18条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 別表第1 (第2条第1号)

名 称	区 域
みなとみらい21地域	西区及び中区の区域のうち、市長が告示する区域
横浜駅周辺地域	神奈川区及び西区の区域のうち、市長が告示する区域
関内周辺地域	中区の区域のうち、市長が告示する区域
新横浜都心地域	港北区の区域のうち、市長が告示する区域
港北ニュータウン地域	都筑区の区域のうち、市長が告示する区域

京浜臨海部地域	鶴見区及び神奈川区の区域のうち、市長が告示する区域
臨海南部工業地域	中区、磯子区及び金沢区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸南部工業地域	港南区、戸塚区及び栄区の区域のうち、市長が告示する区域
内陸北部工業地域	緑区及び都筑区の区域のうち、市長が告示する区域

#### 別表第5（第8条第2項）

助成金算定基準額ごとの助成金の額の算定方法は、次に定めるとおりとする。

1 助成金算定基準額は、次の各号に掲げる固定資産貸借事業者ごとに、当該各号に掲げる式により算定した額とする。

(1) 事業年度を1年とする固定資産貸借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{A \times C}{B}$$

(2) 事業年度の期間が1年未満又は1年を超える固定資産貸借事業者

$$\text{助成金算定基準額} = \frac{12 \times A \times C}{B \times D}$$

2 前項第1号の固定資産貸借事業者に対して交付することができる助成金の額は、次の表の当該固定資産貸借事業者の同号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額とする。

助成金算定基準額		金額
	4,000,000円以下	0円
4,000,001円以上	5,000,000円以下	2,000,000円
5,000,001円以上	6,300,000円以下	2,500,000円
6,300,001円以上	7,900,000円以下	3,150,000円
7,900,001円以上	9,900,000円以下	3,950,000円
9,900,001円以上	12,400,000円以下	4,950,000円
12,400,001円以上	15,500,000円以下	6,200,000円
15,500,001円以上	19,400,000円以下	7,750,000円
19,400,001円以上	24,300,000円以下	9,700,000円
24,300,001円以上	30,400,000円以下	12,150,000円
30,400,001円以上	38,000,000円以下	15,200,000円
38,000,001円以上	47,500,000円以下	19,000,000円
47,500,001円以上	59,400,000円以下	23,750,000円
59,400,001円以上	74,300,000円以下	29,700,000円
74,300,001円以上	92,900,000円以下	37,150,000円
92,900,001円以上	116,200,000円以下	46,450,000円

116,200,001 円以上	145,300,000 円以下	58,100,000 円
145,300,001 円以上	181,700,000 円以下	72,650,000 円
181,700,001 円以上	200,000,000 円以下	90,850,000 円
200,000,001 円以上		100,000,000 円

- 3 第1項第2号の固定資産賃借事業者に対して交付することができる助成金の額は、前項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。）を乗じて得た額とする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、対象期間の末日後に終了する対象事業年度について交付することができる助成金の額は、次のとおりとする。
- (1) 第1項第1号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の規定により算定した金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。
- (2) 第1項第2号の固定資産賃借事業者にあつては、第2項の表の当該固定資産賃借事業者の第1項第2号に掲げる式により算定した助成金算定基準額に応じた金額を12で除し、これに当該対象事業年度開始の日から対象期間の末日までの月数を乗じて得た額とする。

#### 備考

- 1 「A」とは、当該固定資産賃借事業者の確定申告に係る市民税法人税割額（当該市民税法人税割額を減額する更正を受けた場合にあつては、当該更正後の市民税法人税割額）をいう。
- 2 「B」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の事業所の従業員数をいう。
- 3 「C」とは、当該固定資産賃借事業者の横浜市の区域内の本社等の従業員数のうち市長が定める従業員数をいう。
- 4 「D」とは、当該固定資産賃借事業者の事業年度の月数をいう。